

平成 17 年 8 月 24 日

各位

不動産投信発行者名
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号
オリックス不動産投資法人
代表者名 執行役員 市川 洋
(コード番号 8954)
問合せ先
オリックス・アセットマネジメント株式会社
執行役員 齊藤 裕久
TEL. 03-3435-3443

(訂正)オリックス不動産投資法人の資産運用会社の内規
(オリックス不動産投資法人資産運用及び不動産管理に関する規程)変更に関するお知らせの
一部訂正について

平成 17 年 8 月 18 日付けにて発表いたしました「オリックス不動産投資法人の資産運用会社の
内規(オリックス不動産投資法人資産運用及び不動産管理に関する規程)変更に関するお知らせ」
につき、下記の通り記載の一部を訂正いたします。

記

1. 2/12 ページ
2. 運用管理規程中の「取得方針」にかかる主要な変更内容と変更の理由
(3)「本投資法人が関係会社等より不動産関係資産を取得する際の取引価格」について(第 7 条
取得方針 第 8 項ご参照)

【訂正前】

本投資法人が関係会社等より不動産関係資産を取得する際の取引価格は、独立した不動産
鑑定業者より取得した鑑定評価額の 105%を上限とし、かつ、当該鑑定評価額の妥当性検証を
目的に、いわゆるセカンド・オピニオンを他の独立した不動産鑑定業者その他の専門家より取
得する旨、新たに規定するものです。また、本投資法人が関係会社等以外の第三者より不動産
関係資産を取得する際の取引価格は、かかる鑑定評価額の 110%を上限とします。

【訂正後】

本投資法人が関係会社等より不動産関係資産を取得する際の取引価格は、独立した不動産
鑑定業者より取得した鑑定価格の 105%を上限とし、かつ、取引価格が鑑定価格を超過する場
合は、当該取引価格の妥当性検証を目的に、いわゆるセカンド・オピニオンを他の独立した不
動産鑑定業者その他の専門家より取得する旨、新たに規定するものです。また、本投資法人が
関係会社等以外の第三者より不動産関係資産を取得する際の取引価格は、かかる鑑定価格の
110%を上限とします。

2. 10/12ページ 別紙「新旧対照表」
【訂正前】

変更前の規定	変更後の規定
<p>第7条 取得方針</p> <p>(新設)</p>	<p>第7条 取得方針</p> <p>8. <u>本投資法人が特定資産の取得及び譲渡等を行う場合には、投信法に従い、価格等の調査を行うほか、特に、不動産関係資産を関係会社等より取得するときは、関係会社等から独立した不動産鑑定業者(ここに「独立した不動産鑑定業者」とは当社関係会社取引規程第2条で定義される。)より鑑定価格を取得した上で、当該鑑定価格を参考として取引価格を決定する。</u> <u>本投資法人が関係会社等より不動産関係資産を取得する際の取引価格は、関係会社等から独立した不動産鑑定業者からの鑑定価格の105%を上限とするものとした上、その際、当該鑑定価格の妥当性検証のための、いわゆるセカンド・オピニオンを他の独立の不動産鑑定業者その他の専門家より取得する。</u> <u>本投資法人が関係会社等以外の第三者より不動産関係資産を取得する際の取引価格は、かかる鑑定価格の110%を上限とする。</u></p>

【訂正後】

変更前の規定	変更後の規定
<p>第7条 取得方針</p> <p>(新設)</p>	<p>第7条 取得方針</p> <p>8. <u>本投資法人が特定資産の取得及び譲渡等を行う場合には、投信法に従い、価格等の調査を行うほか、特に、不動産関係資産を関係会社等より取得するときは、関係会社等から独立した不動産鑑定業者(ここに「独立した不動産鑑定業者」とは当社関係会社取引規程第2条で定義される。)より鑑定価格を取得した上で、当該鑑定価格を参考として取引価格を決定する。</u> <u>本投資法人が関係会社等より不動産関係資産を取得する際の取引価格は、関係会社等から独立した不動産鑑定業者からの鑑定価格の105%を上限とするものとした上、取引価格が鑑定価格を超過する場合は、当該取引価格の妥当性検証のための、いわゆるセカンド・オピニオンを他の独立の不動産鑑定業者その他の専門家より取得する。</u> <u>本投資法人が関係会社等以外の第三者より不動産関係資産を取得する際の取引価格は、かかる鑑定価格の110%を上限とする。</u></p>

今回訂正部分

以上

本日資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通省建設専門紙記者会